

学校教育情報化推進専門家会議の設置について

令和2年2月4日
関係省庁申合せ
令和3年8月1日
一部改正

1. 目的

「学校教育の情報化の推進に関する法律」(令和元年法律第47号)第22条第2項の規定に基づき、学校教育情報化推進専門家会議(以下「専門家会議」という。)を設置する。

2. 委員

委員は、学校教育情報化に関し専門的知識を有する者及び学校教育情報化に従事する者のうちから、文部科学省大臣官房学習基盤審議官が委嘱する。

3. 座長

- (1) 専門家会議に座長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 座長は会務を総理する。

4. 会議の公開

- (1) 専門家会議は原則公開とする。
- (2) 専門家会議は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

5. 事務局

専門家会議の事務局は文部科学省が務める。

6. 雑則

前各項に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は、座長が専門家会議に諮って定める。

(別紙)

学校教育情報化推進専門家会議 構成員一覧

令和3年9月現在

五十嵐 俊子	渋谷区教育委員会教育長
石戸 奈々子	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授 NPO法人CANVAS理事長
金丸 恭文	フューチャー株式会社代表取締役会長兼社長グループCEO
國香 真紀子	富山市立芝園小学校校長
橋本 幸三	京都府教育委員会教育長
平井 聡一郎	情報通信総合研究所特別研究員
平松 浩樹	一般社団法人日本経済団体連合会教育・大学改革推進委員会企画部会長 (富士通株式会社執行役員常務CHRO)
船津 康次	一般社団法人新経済連盟教育改革プロジェクトチーム・リーダー (トランスコスモス株式会社代表取締役会長兼CEO)
堀田 龍也	東北大学大学院情報科学研究科教授 東京学芸大学大学院教育学研究科教授
森田 充	つくば市教育委員会教育長
横尾 俊彦	全国ICT教育首長協議会会長、佐賀県多久市長

(五十音順、敬称略)